

ID: 16

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	加入負担金の徴収		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (加入負担金) 第10条 放送施設の設置費用等の一部に充てるため、第6条の加入の申込みをした者から加入負担金を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日